

介護予防ポイント事業 寄附申請に関するQ&A

01 寄附を選択した場合、どのような形で寄附されるのですか？

寄附を選択いただいた場合は、大阪市から活動者の方が指定する寄附団体に交付金（寄附金）として直接振り込みます。

そのため、活動者ご本人の口座への振り込みはありません。

02 寄附は何ポイントからできますか？

通常の換金と同様に6ポイント(600円)以上の申請が対象となります。

03 保有するポイントのうち、一部を指定口座へ入金、一部を寄附したいのですが、可能ですか？

原則、どちらか一つを選択のうえご申請いただくようお願いします。ただし、交付申請書を従来の換金用と寄附申込用を1部ずつ提出していただく場合は、それぞれ申請が可能です。なお、それぞれ6ポイント以上の申請である必要があります。

04 なぜ寄附の受付期間は12月の1か月だけなのですか？

申請書類の管理等の事務処理を円滑に実施するため、毎年すべての活動者に換金勸奨を実施させていただき12月に限定して受付しています。

05 受領証などの寄附を証明できる書類は発行してもらえますか？

発行は可能です。別途、寄附団体へお申し出ください。

ただし、大阪市から寄附団体への寄附金の振込が完了してからの発行となります。なお、寄附金の入金については、3月末までに行います。

06 他の団体への寄附を希望する場合はどうしたらよいですか？

選択肢にない他の団体への寄附を希望される場合は、指定口座への入金による換金を選択していただき、ご自身で寄附のお手続きをお願いします。